

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	新旧対照条文
一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）	（第一条関係）
二 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）	（第二条関係）
三 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）	（第三条関係）
四 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）	（第四条関係）
五 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）	（第五条関係）
六 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）	（第六条関係）
七 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令（昭和二十五年政令第七十七号）	（第七条関係）
八 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	（第八条関係）
九 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）	（第九条関係）
十 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）	（第十条関係）
十一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	（第十一条関係）
十二 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）	（第十二条関係）
十三 産炭地域振興臨時措置法施行令（昭和三十七年政令第三十五号）	附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる産炭地域振興臨時措置法施行令（第十三条関係）
十四 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第一百五十六号）	（第十四条関係）
十五 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）	（第十五条関係）
十六 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）	（第十六条関係）
十七 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）	（附則第五条関係）
十八 離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）	（附則第六条関係）
十九 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）	（附則第七条関係）
二十 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	（附則第八条関係）

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る。）</p> <p>第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うものうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。以下同じ。）で次の各号に掲げる基準のいづれにも適合するものうち、土地地区画整理事業（土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の</p>	<p>（その新設に関する事業等が道路整備事業となる都道府県道又は市町村道）</p> <p>第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定める都道府県道又は市町村道は、次の各号のいづれかに該当するものとする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道又は市道</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道又は市町村道</p> <p>（国の負担の割合の特例）</p> <p>第二条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うものうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。</p> <p>一〇五（略）</p>

割合は、十分の五・五以上十分の七以下の範囲内で当該一般国道の改築を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合とする。

一 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

3 | 一般国道の改築で、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの、次に掲げるもの（第一項又は次条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二條の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 (略)

二 都市計画において定められた道路で舗装（第一項第四号に該当するものを除く。以下この号において同じ。）がされているもの又は舗装がされている道路に代わるべきものとして設ける道路で都市計画において定められたものについて行う改築（車道の幅員が十三メートル未満の道路について行う改築で当該道路の車線の数を四以上としないものを除く。）

4 | 一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

第四條第一項の離島振興計画に基づいて行われるもののうち、第一項各号に掲げるもの、第二項に規定するもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二條の政令で定める国の負担の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。

2 | 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げるもの、次に掲げるもの（同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第四條の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 (略)

二 都市計画において定められた道路で舗装（前項第四号に該当するものを除く。以下同じ。）がされているもの又は舗装がされている道路に代わるべきものとして設ける道路で都市計画において定められたものについて行う改築（車道の幅員が十三メートル未満の道路について行う改築で当該道路の車線の数を四以上としないものを除く。）

3 | 一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

第四條第一項の離島振興計画に基づいて行われるもののうち、第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第四條の政令で定める国の負担の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。

(国の補助の割合の特例)

第二条 次に掲げる都府県道等(都府県道又は市町村道(道の区域内のものを除く。))をいう。以下同じ。)の改築で前条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもののうち、土地区画整理事業に係るもの以外のもに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都府県道等

2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの並びに前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 地域社会の中心となる都市(以下この号において「中心都市」という。))とその周辺の地域の市町村(以下この号において「周辺市町村」という。))又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの

二 (略)

(土地区画整理事業に係る国の負担の割合等の特例)

第三条 一般国道の改築で次の各号のいずれかに該当するもののうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

(国の補助の割合の特例)

第三条

都府県道又は市町村道(道の区域内のものを除く。)の改築で次に掲げる道路に係るものうち、土地区画整理事業に係るもの並びに前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 地域社会の中心となる都市(以下「中心都市」という。))とその周辺の地域の市町村(以下「周辺市町村」という。))又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの

二 (略)

(土地区画整理事業に係る国の負担の割合等の特例)

第四条 道路の改築で土地区画整理事業に係るもののうち、第二條第一項若しくは前条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路又は同条第二号に掲げる道路に係るものに要する費用につい

一 第一条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の改築

二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

2 | 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するもののうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 前条第二項各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築

二 前号に規定する都府県道等以外の都府県道等のうち前条第一項各号に掲げるものの改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

(地方道路整備臨時貸付金の償還方法)

第四条 法第三条第一項又は第二項の規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請)

第五条 法第五条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの(相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。)とする。

て法第四条の政令で定める国の負担の割合は十分の五・五、国の補助の割合は十分の五・五以内とする。

(地方道路整備臨時貸付金の償還方法)

第五条 法第六条第一項又は第二項の規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請)

第六条 法第八条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの(相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。)とする。

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）（第二条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法別表に規定する政令で定める主要な県道又は市町村道）</p> <p>第一条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）別表の道路の項に規定する主要な県道又は市町村道として政令で定めるものは、次に掲げる県道又は市町村道とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた県道又は市道</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる県道又は市町村道</p> <p>（法別表に規定する政令で定める道路の改築）</p> <p>第二条 法別表の道路の項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げる道路の改築とする。</p> <p>一 一 四（略）</p> <p>（法別表に規定する政令で定める国の負担又は補助の割合）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法別表の道路の項に規定する十分の七の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行</p>	<p>（法別表に規定する政令で定める道路の改築）</p> <p>第一条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）別表の道路の項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げる道路の改築とする。</p> <p>一 一 四（略）</p> <p>（法別表に規定する政令で定める国の負担又は補助の割合）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法別表の道路の項に規定する十分の七の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行</p>

令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた市道の改築 十分の七

3 法別表の生活環境施設の項に規定する四分の三の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道（次号及び第五条において「流域下水道」という。）の設置又は改築（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第二十四条の二第一項第二号の国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。次号並びに第五条第一号及び第二号において同じ。）で、次号に掲げるもの以外のもの 三分の二

二 流域下水道の設置又は改築で下水道法第二条第六号に規定する終末処理場（次項及び第五条において「終末処理場」という。）に係るもの（下水道法施行令第二十四条の二第一項第二号の終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるもの）に係るものに限る。第五条第二号において同じ。） 四分の三

4 法別表の生活環境施設の項に規定する三分の二の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（次号及び第五条において「公共下水道」という。）の設置又は改築で下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設（第四号及び第五条第三号において「主要な管渠等」という。）に係るもの（同令第二十四条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。次号並びに第五条第三号及び第四号において同じ。）のうち、次号に掲げるもの以外のもの 十分の六

令（昭和三十四年政令第十七号）第三条第一号の規定により国土交通大臣が指定する市道の改築 十分の七

3 法別表の生活環境施設の項に規定する四分の三の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道（次号及び第四条において「流域下水道」という。）の設置又は改築（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第二十四条の二第一項第二号の国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。次号並びに第四条第一号及び第二号において同じ。）で、次号に掲げるもの以外のもの 三分の二

二 流域下水道の設置又は改築で下水道法第二条第六号に規定する終末処理場（次項及び第四条において「終末処理場」という。）に係るもの（下水道法施行令第二十四条の二第一項第二号の終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるもの）に係るものに限る。第四条第二号において同じ。） 四分の三

4 法別表の生活環境施設の項に規定する三分の二の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（次号及び第四条において「公共下水道」という。）の設置又は改築で下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設（第四号及び第四条第三号において「主要な管渠等」という。）に係るもの（同令第二十四条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。次号並びに第四条第三号及び第四号において同じ。）のうち、次号に掲げるもの以外のもの 十分の六

- 二 公共下水道の設置又は改築で終末処理場に係るもの（下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号イの終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものに係るものに限る。第五條第四号において同じ。） 三分の二
- 三・四 （略）

例）（道路の改築に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特

第四条 法第二条第一項に規定する空港周辺地域整備計画（次条、附則第二項及び第三項において「空港周辺地域整備計画」という。）に基づいて行われる道路法第二条第一項に規定する道路の改築で次の各号に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（次条、附則第二項及び第三項において「国の負担割合」という。）は、当該各号に定める割合とする。

- 一 一般国道の改築で、第二条各号に掲げるもの、道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所のもの並びに次号及び第四号に掲げるもの以外のもの 四分の三
- 二 （略）
- 三 県道又は市町村道の改築で、第二条各号に掲げるもの及び次号に掲げるもの以外のもの 三分の二
- 四 （略）

例）（下水道の設置又は改築に要する経費に対する国の負担割合の特

第五条 （略）

第六条 （略）（国の負担又は補助の割合の特例等に係る交付金等）

- 二 公共下水道の設置又は改築で終末処理場に係るもの（下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号イの終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものに係るものに限る。第四條第四号において同じ。） 三分の二
- 三・四 （略）

例）（道路の改築に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特

第三条 法第二条第一項に規定する空港周辺地域整備計画（次条、附則第二項及び第三項において「空港周辺地域整備計画」という。）に基づいて行われる道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の改築で次の各号に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（次条、附則第二項及び第三項において「国の負担割合」という。）は、当該各号に定める割合とする。

- 一 一般国道の改築で、第一条各号に掲げるもの、道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所のもの並びに次号及び第四号に掲げるもの以外のもの 四分の三
- 二 （略）
- 三 県道又は市町村道の改築で、第一条各号に掲げるもの及び次号に掲げるもの以外のもの 三分の二
- 四 （略）

例）（下水道の設置又は改築に要する経費に対する国の負担割合の特

第四条 （略）

第五条 （略）（国の負担又は補助の割合の特例等に係る交付金等）



(法別表に定める負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付)

第七条 (略)

附則

1 3 (略)

4 国が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、同項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第三条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額のうち同条第一項の規定により算定した額を超える部分の額については、同条第五項」とあるのは「関係市町村が国から負担金又は補助金の交付を受けて法第三条第一項に規定する事業を行ったとしたならば、同条第五項の規定により当該事業に係る国の負担割合について首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百四十四号)第五条の規定の例により算定した割合とされる場合において、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、国が当該事業について国の当該負担割合に相当する額の無利子の貸付金の貸付けを行うこととなるときは、法第三条第五項」と、「当該超える部分の額」とあるのは「法第三条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額のうち同条第一項の規定により算定した額を超える部分の額に相当する当該貸付金の額」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

(法別表に定める負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付)

第六条 (略)

附則

1 3 (略)

4 国が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、同項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、第六条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第三条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額のうち同条第一項の規定により算定した額を超える部分の額については、同条第五項」とあるのは「関係市町村が国から負担金又は補助金の交付を受けて法第三条第一項に規定する事業を行ったとしたならば、同条第五項の規定により当該事業に係る国の負担割合について首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百四十四号)第五条の規定の例により算定した割合とされる場合において、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、国が当該事業について国の当該負担割合に相当する額の無利子の貸付金の貸付けを行うこととなるときは、法第三条第五項」と、「当該超える部分の額」とあるのは「法第三条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額のうち同条第一項の規定により算定した額を超える部分の額に相当する当該貸付金の額」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 各特別会計の管理及び経理</p> <p>第一節（第十三節（略））</p> <p>第十四節 社会資本整備事業特別会計（第八十六条―第九十条）</p> <p>附則</p> <p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）</p> <p>第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第四条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三（略）</p> <p>第十四節 社会資本整備事業特別会計</p> <p>（その新設に関する事業等が道路整備事業となる都道府県道又は市町村道）</p> <p>第八十六条 法第九十八条第三項に規定する主要な都道府県道又</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 各特別会計の管理及び経理</p> <p>第一節（第十三節（略））</p> <p>第十四節 <u>社会資本整備事業特別会計（第八十六条―第八十九</u></p> <p>附則</p> <p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）</p> <p>第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第七条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三（略）</p> <p>第十四節 社会資本整備事業特別会計</p>

は市町村道として政令で定めるものは、次に掲げる都道府県道又は市町村道とする。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道
- 二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道又は市町村道

(空港に含まれる施設)

第八十七条 (略)

(一級河川又は海岸保全区域の管理に関する事務)

第八十八条 (略)

(一般会計への繰入れ)

第八十九条 (略)

(多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係る整理)

第九十条 (略)

(空港に含まれる施設)

第八十六条 (略)

(一級河川又は海岸保全区域の管理に関する事務)

第八十七条 (略)

(一般会計への繰入れ)

第八十八条 (略)

(多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係る整理)

第八十九条 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第九条の二 財政法第六条に規定する剰余金は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、当該年度における航空機燃料税の収入額の十三分の十一に相当する金額が当該年度における航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として一般会計の歳入予算に計上された金額を超える場合における当該超える額を控除して計算する。</p>	<p>附 則</p> <p>第九条の二 平成十九年度以降の各年度における財政法第六条に規定する剰余金は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、当該各年度における航空機燃料税の収入額の十三分の十一に相当する金額が当該各年度における航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として一般会計の歳入予算に計上された金額を超える場合における当該超える額（平成十九年度から平成二十七年までの各年度にあつては、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には、当該上回る額を加算した額）を控除して計算する。</p> <p>一 当該各年度における次に掲げる金額の合算額</p> <p>イ 揮発油税の収入額から特別会計に関する法律第二百二条の二の規定により社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に組み入れられた金額を控除して得た金額</p> <p>ロ 石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額</p> <p>二 当該各年度において次に掲げる金額として一般会計の歳入予算に計上された金額の合算額</p> <p>イ 揮発油税の収入見込額から特別会計に関する法律第二百二条の二の規定により社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に組み入れられるべき金額を控除して得た金額</p> <p>ロ 石油ガス税の収入見込額の二分の一に相当する金額</p>

改 正 案	現 行
<p>（都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業）</p> <p>第四十二条 法第二十七条の二に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道という。以下この号において同じ。）の新設、改築及び災害復旧に関する工事</p> <p>イ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>（都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業）</p> <p>第四十二条 法第二十七条の二に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項第三号に掲げる道路（都道府県道に限る。）の新設、改築及び災害復旧に関する工事</p> <p>三・四 (略)</p>

○ 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助額）</p> <p>第一条 次に掲げる都道府県道等（都道府県道又は市町村道をいう。以下同じ。）の修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものに係る道路の修繕に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金（以下「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に十分の五・五以上十分の七（当該都道府県道等の修繕が沖縄県の区域内で行われる場合にあつては十分の八、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる場合にあつては十分の七・五）以下の範囲内で当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他他の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等に次掲げる都道府県道等の修繕で国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したもののうち、前項に規定するもの以外のものに要する費用に係る法第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費</p>	<p>（補助の対象及び補助率）</p> <p>第一条 国は、道路の修繕に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により、次に掲げる道路の修繕で、国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したものに要する費用について、補助基本額の二分の一を補助する。</p> <p>一 農業、林業、鉱業又は工業資源の有効適切な開発及び利用に必要な生産道路</p> <p>二 計画的に自動車運輸が行われている市街地の道路</p> <p>三 主要な交通中心地の間を連絡する道路</p> <p>四 前二号に規定する道路に対する取付道路</p>

用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に二分の一を乗じて得た額とする。

- 一 農業、林業、鉱業又は工業のための資源の有効かつ適切な開発及び利用のために必要と認められる都道府県道等
- 二 市街地内の都道府県道等で自動車による定期的な貨客の運送が行われているもの
- 三 主要な交通中心地を相互に連絡する都道府県道等
- 四 前二号に掲げる都道府県道等に対する取付道路である都道府県道等

（削る。）

（削る。）

（工事完了の認定）

第二条 道路管理者は、法第一条第一項の規定による補助に係る工事を完了したときは、遅滞なく、国土交通大臣に完了の認定を申請しなければならない。

（工事の開始及び完了の告示）

第三条 （略）

（国土交通大臣の権限）

第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第二項（第一号を除く。）

（補助基本額）

第二条 前条の補助基本額は、道路の修繕に要する費用から、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第六十四条の規定により道路管理者の収入となる負担金（以下道路法第六十四条の規定により道路管理者の収入となる負担金という。）を控除した額とする。

第三条及び第四条 削除

（工事完了の認定）

第五条 道路管理者は、工事を完了したときは、遅滞なく、国土交通大臣に完了の認定を申請しなければならない。

（工事の開始及び完了の告示）

第六条 （略）

（国土交通大臣の権限）

第七条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第二項（第一号を除く。）

（）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

（負担額）

第五条 法第二条第三項ただし書の規定による地方公共団体の負担金の額は、当該指定区間外の一般国道の修繕に要する費用の額（収入金があるときは、当該収入金の額を控除した額。以下「負担基本額」という。）に二分の一を乗じて得た額（当該収入金があるときは、負担基本額に二分の一を乗じて得た額に当該収入金の額を加算した額。次条において「地方公共団体負担額」という。）とする。

（削る。）

（削る。）

（負担基本額及び地方公共団体負担額の通知）

第六条 国土交通大臣は、法第二条第一項の規定により指定区間外

（）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第六条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

（指定区間外の一般国道修繕の負担金）

第八条 地方公共団体は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をするときは、同条第三項但書の規定により、その費用について、負担基本額の二分の一に道路法第六十四条の規定により道路管理者の収入となる負担金を加えた金額を負担しなければならない。

（負担基本額）

第九条 前条の負担基本額は、指定区間外の一般国道の修繕に要する費用から道路法第六十四条の規定により道路管理者の収入となる負担金を控除した額とする。

（負担金の増減）

第十条 負担基本額が決算の結果当初の額に比し増加し、又は減少したときは、その差額の二分の一に相当する金額だけ第八条の負担金を増額し、又は減額する。

2 道路法第六十四条の規定により道路管理者の収入となる負担金が当初の額に比し増加し、又は減少したときは、その差額に相当する金額だけ第八条の負担金を増額し、又は減額する。

（負担金額の通知及び負担金の納付時期）

第十一条 国土交通大臣は、第八条の規定による負担金を地方公共



の一般国道の修繕をするときは、負担基本額及び地方公共団体負担額をその地方公共団体に通知しなければならない。負担基本額及び地方公共団体負担額に変更があつた場合も同様とする。

(国の貸付金の償還期間等)

第七条 (略)

(権限の委任)

第八条 第一条第二項、第二条及び第三条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

団体に負担させる場合においては、負担基本額及び負担金額をその地方公共団体に通知しなければならない。前条の規定により負担基本額及び負担金額が増減があつた場合も同様とする。

2 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、国土交通大臣の指定する期日までに、その負担金を国庫に納付しなければならない。

(国の貸付金の償還期間等)

第十二条 (略)

(権限の委任)

第十三条 第一条、第五条及び第六条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

○ 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令（昭和二十五年政令第七十七号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 法第七条第六号に規定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第二十二條又は第二十三條の規定による一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入への組入金で同令第四条の二第一項各号に掲げる国税に係るもの（同条第二項又は第三項の規定により計算する場合に限る。）</p>	<p>第二条 法第七条第六号に規定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第二十二條又は第二十三條の規定による一般会計若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定又は交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入への組入金で同令第四条の二第一項各号に掲げる国税に係るもの（同条第二項又は第三項の規定により計算する場合に限る。）</p>

改 正 案	現 行
<p>（都道府県負担額）</p> <p>第二十一条 都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の維持、修繕その他の管理に要する費用の額（法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金（以下この章において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「負担基本額」という。）に、法第五十条第一項又は第二項本文に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額（収入金（指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この条において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第三項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「都道府県負担額」という。）とする。</p> <p>（国庫負担額）</p> <p>第二十二条 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じて得た額（以下この節において「国庫負担額」という。）とする。</p> <p>（道路に関する費用の補助額）</p> <p>第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費</p>	<p>（都道府県負担額）</p> <p>第二十一条 都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の維持、修繕その他の管理に要する費用の額（法第五十八条から第六十二条まで又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金（以下この章において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から収入金を控除した額。以下この節において「負担基本額」という。）に、法第五十条第一項又は第二項本文に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じた額（収入金（指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この条において同じ。）があるときは当該額に収入金を加算し、法第五十条第三項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「都道府県負担額」という。）とする。</p> <p>（国庫負担額）</p> <p>第二十二条 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じた額（以下本節において「国庫負担額」という。）とする。</p> <p>（道路に関する費用の補助額）</p> <p>第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費</p>

用に関する補助金の額は、当該費用の額（道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 (略)

(道等の負担額)

第三十四条の二 法第八十八条第三項の規定により道又は市町村が国庫に納付する負担金の額は、第三十二条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、国土交通大臣が行う道道又は市町村道の管理に要する費用の額（法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法第二十九条の規定による負担金（以下この条において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。次条において「負担基本額」という。）に、道又は市町村の負担割合（一から第三十二条第一項又は第二項の規定により国が負担する割合を減じた割合とする。）を乗じて得た額（次条において「道等の負担額」という。）とする。

(道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助)

第三十四条の二の三 平成二十一年度以降九箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道が次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道

用に関する補助金の額は、当該費用の額（道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額。）に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じた額とする。

2 (略)

(道等の負担額)

第三十四条の二 法第八十八条第三項の規定により道又は市町村が国庫に納付する負担金の額は、第三十二条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、国土交通大臣が行う道道又は市町村道の管理に要する費用の額（法第五十八条から第六十二条まで又は地方道路公社法第二十九条の規定による負担金（以下本条において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から収入金を控除した額。次条において「負担基本額」という。）に、道又は市町村の負担割合（一から第三十二条第一項又は第二項の規定により国が負担する割合を減じた割合とする。）を乗じた額（次条において「道等の負担額」という。）とする。

(道の区域内の道路に関する費用の補助)

第三十四条の二の三

の区域内の市町村道

二 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

三 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に關連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

四 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

2 平成二十年度以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費用については、国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下この項において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この項において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の六）以内とする。

3 一～四（略）

（不用物件の管理期間）

第三十八条 法第九十二条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については四月とし、市町村道を構成していた不用物件については二月とする。ただし、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする

平成二十年度以降十箇年間に於ける道道及び道の区域内の市町村道の改築で次に掲げるもの以外のものに要する費用に關する国の補助金の率は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の六）以内とする。

2 一～四（略）

（不用物件の管理期間）

第三十八条 法第九十二条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については八月とし、市町村道を構成していた不用物件については四月とする。ただし、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を

施設又は工作物（トンネルを除く。）及び道路の附属物であつた  
。 不用物件については、一月までその期間を短縮することができる

（権限の委任）

第三十九条（略）

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する  
国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方  
整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条  
第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並  
びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限り  
でない。

一〇十（略）

十一 第三十四条の二の三第二項の規定により道路を指定し、及  
び同項第一号の規定により費用の額の上限を定めること。

十二（略）

3（略）

全うする施設又は工作物（トンネルを除く。）及び道路の附属物  
であつた不用物件については、一月までその期間を短縮すること  
ができる。

（権限の委任）

第三十九条（略）

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する  
国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方  
整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条  
第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並  
びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限り  
でない。

一〇十（略）

十一 第三十四条の二の三第一項の規定により道路を指定し、及  
び同項第一号の規定により費用の額の上限を定めること。

十二（略）

3（略）

○ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条関係）	事業の区分	別表第一（第一条関係）	事業の区分
道路	一般国道	道路	一般国道
<p>(一) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項及び第五項の規定による土地区画整理事業（以下この表において「土地区画整理事業」という。）に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号。以下この表において「財政特別措置法施行令」という。）第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>(二) 改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第一項第二号に規定する基準</p>	<p>十分の八</p>	<p>(一) 新設又は改築（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項及び第五項の規定による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項各号に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 新設又は改築で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第一項第</p>	<p>十分の八</p>
	国の負担又は補助の割合		国の負担又は補助の割合
	十分の七		十分の五・五

県道		
(一) 新設（土地区画整理事	<p>(三) 新設若しくは改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）で、財政特別措置法施行令第一条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するもの又は修繕（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）</p>	<p>に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。        又は修繕（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p>
十分の七（財政	十分の五・五	
県道		
(一) 新設又は改築（土地区		<p>一号から第四号までに掲げるもの及び修繕</p>
十分の七（道路		



	市町村道
<p>業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。)又は改築(土地区画整理事業に係るもの(財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。)</p>	<p>(一) 改築(土地区画整理事業に係るもの(財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。)</p>
<p>特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五)</p>	<p>十分の七</p>
市町村道	市町村道
<p>画整理法第三条第四項及び第五項の規定による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第三条第一項各号に掲げるものを除く。)</p>	<p>(一) 新設又は改築(土地区画整理法第三条第四項及び第五項の規定による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第三条第一項各号に掲げるもの並びに修繕のうち災害防除事業として行われるもの)</p>
<p>整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第三条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものにあつては、十分の七・五)</p>	<p>十分の五・五</p>

(略)			
(略)			
(略)	(三) 新設又は改築(いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第四号に該当するものに限る。)	(二) 新設又は改築(いずれも土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。)	十分の六
(略)	十分の五・五		

(略)			
(略)			
(略)	(二) 新設又は改築で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもの	二条第一項各号に掲げるものを除く。)	
(略)	十分の五・五		

改 正 案	現 行
<p>（揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理）                      第四条の二（略）                      2 5 6（略）</p> <p>（揮発油税及び地方揮発油税等に係る歳入への組入金の額の端数計算）                      第四条の四 第四条の二第一項各号に掲げる国税に係る受入金又は支払金について第二十二条又は第二十三条の規定により一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入に組み入れる場合において、第四条の二第二項若しくは第三項の規定により計算した当該歳入に組み入れるべき金額に五十銭未満の端数があるとき、又はその全額が五十銭未満である</p>	<p>（揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理）                      第四条の二（略）                      2 5 6（略）</p> <p>7 揮発油税に係る法第十四条の規定による組入金については、同条第一項の規定により組み入れるべき金額のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二条の規定により社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に組み入れられるべき金額を同勘定に係る揮発油税に係る同項の規定による組入金とし、その他の金額を一般会計に係る揮発油税に係る同項の規定による組入金とし、法第十四条第三項の規定により組み入れるべき金額を同会計に係る揮発油税に係る同項の規定による組入金とする。</p> <p>第四条の三 前条第四項から第七項までに規定するもののほか、歳入への組入金のうち、地方揮発油税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に係るものは一般会計に係るものとし、地方揮発油税又は特別とん税に係るものは交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に係るものとする。</p> <p>（揮発油税及び地方揮発油税等に係る歳入への組入金の額の端数計算）                      第四条の四 第四条の二第一項各号に掲げる国税に係る受入金又は支払金について第二十二条又は第二十三条の規定により一般会計若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定又は交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入に組み入れる場合において、第四条の二第二項若しくは第三項の規定により計算した当該歳入に組み入れるべき金額に五十銭未満の</p>

ときは、その端数金額又は全額を切り捨て、当該歳入に組み入れるべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその金額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は全額を一円として計算するものとする。

端数があるとき、又はその全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨て、当該歳入に組み入れるべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は全額を一円として計算するものとする。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十号から第百十九号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一～六十四（略）</p> <p>六十五 電源立地地域対策交付金（第十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十六 まちづくり交付金（第二十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十七～八十（略）</p> <p>八十一 地域住宅交付金（第三十三号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>八十二・八十三（略）</p> <p>八十四 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>八十五 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>八十六～百十九（略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十一号から第百二十号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第一項に規定する交付金</p> <p>十二～六十五（略）</p> <p>六十六 電源立地地域対策交付金（第十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十七 まちづくり交付金（第三十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十八～八十一（略）</p> <p>八十二 地域住宅交付金（第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>八十三・八十四（略）</p> <p>八十五 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>八十六 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>八十七～百二十（略）</p>

○ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（第十二条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第三項又は第四項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの</p> <p>(1) 高速自動車国道</p> <p>(2) 一般国道</p> <p>(3) 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道</p> <p>(4) (3)に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道又は市町村道</p> <p>リ （略）</p>	<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路に関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第三項又は第四項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの</p> <p>リ （略）</p>

又 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設に係る事業のうち、特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業（特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するものをいう。以下この号において同じ。）として行われるもの（指定漁港漁場整備事業については、当該事業に要する経費の総額が五千万円以上のものに限る。）及び同法第二条に規定する漁港（第一種漁港については、当該漁港の漁港施設の整備が特定漁港漁場整備事業又は特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する事業として行われるものに限る。）に係る事業のうち、漁港関連道整備事業（附帯事業を除く。）として行われるもの並びに同法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業のうち、特定漁港漁場整備事業として行われる直轄事業

ル（略）

ヲ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請により、又は同法第八十七条の二の規定により行う同法第二条第二項に規定する土地改良事業（以下この号において「国営土地改良事業」という。）で同項第一号に掲げるもののうち、農業用排水施設に係る直轄事業、農業用排水施設、防災ダム及び湖岸堤防に係る補助事業（湖岸堤防に係る補助事業にあつては、当該事業に要する経費の総額、当該事業に要する経費の総額及び当該事業と事業効果を共通にする国が行う湖岸堤防に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額又は当該事業に要する経費の総額及びその区域内において当該事業の全部若しくは一部が行われる一の市町村と同一の市町村の区域内にお

又 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設に係る事業のうち、特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業（特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するものをいう。以下この号において同じ。）として行われるもの（指定漁港漁場整備事業については、当該事業に要する経費の総額が五千万円以上のものに限る。）及び同法第二条に規定する漁港（第一種漁港については、当該漁港の漁港施設の整備が特定漁港漁場整備事業又は特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する事業として行われるものに限る。）に係る事業のうち、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業（附帯事業を除く。）として行われるもの並びに同法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業のうち、特定漁港漁場整備事業として行われる直轄事業

ル（略）

ヲ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請により、又は同法第八十七条の二の規定により行う同法第二条第二項に規定する土地改良事業（以下この号において「国営土地改良事業」という。）で同項第一号に掲げるもののうち、農業用排水施設に係る直轄事業、農業用排水施設、防災ダム及び湖岸堤防に係る補助事業（湖岸堤防に係る補助事業にあつては、当該事業に要する経費の総額、当該事業に要する経費の総額及び当該事業と事業効果を共通にする国が行う湖岸堤防に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額又は当該事業に要する経費の総額及びその区域内において当該事業の全部若しくは一部が行われる一の市町村と同一の市町村の区域内にお

てその全部若しくは一部が行われる国が行う湖岸堤防に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額が五千万円以上である場合における当該事業に限る。)、湛水防除事業として行われる補助事業(当該事業に要する経費の総額が五千万円以上であるものに限る。)、地盤沈下対策事業として行われる補助事業並びに基幹農道整備事業、広域営農団地農道整備事業及び畑地帯総合土地改良事業(これらの事業の附帯事業を除く。))として行われる農業用道路に係る事業、国営土地改良事業で同項第二号に掲げるもの、国営土地改良事業で同項第四号に掲げるものうち直轄事業並びに国営土地改良事業で同項第七号に掲げるものうち地盤沈下対策事業として行われる補助事業

二  
(略)

てその全部若しくは一部が行われる国が行う湖岸堤防に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額が五千万円以上である場合における当該事業に限る。)、湛水防除事業として行われる補助事業(当該事業に要する経費の総額が五千万円以上であるものに限る。)、地盤沈下対策事業として行われる補助事業並びに農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、広域営農団地農道整備事業及び畑地帯総合土地改良事業(これらの事業の附帯事業を除く。))として行われる農業用道路に係る事業、国営土地改良事業で同項第二号に掲げるもの、国営土地改良事業で同項第四号に掲げるものうち直轄事業並びに国営土地改良事業で同項第七号に掲げるものうち地盤沈下対策事業として行われる補助事業

二  
(略)



○ 産炭地域振興臨時措置法施行令（昭和三十七年政令第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる産炭地域振興臨時措置法施行令（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方債の利子補給の対象となる事業の範囲）</p> <p>第六条 法第十条に規定する政令で定める事業は、第一号から第十号までに掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行うもの、第十一号に掲げる事業に該当するもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの並びに同号に掲げる事業とする。</p> <p>一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第一条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路に関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十一年政令第 号）第一条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>二 二〇一（略）</p>	<p>（地方債の利子補給の対象となる事業の範囲）</p> <p>第六条 法第十条に規定する政令で定める事業は、第一号から第十号までに掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行うもの、第十一号に掲げる事業に該当するもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの並びに同号に掲げる事業とする。</p> <p>一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路に関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>二 二〇一（略）</p>

○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）（第十四条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業以外の事業</p> <p>イ 一般国道</p> <p>ロ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた県道</p> <p>ハ ロに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる県道又は村道</p> <p>二〇十二（略）</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 一般国道（都市計画において定められた道路に該当するものを除く。）の改築（土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）による土地区画整理事業に係るもの及び道路整備事業に</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路に関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項各号に掲げる事業以外の事業</p> <p>二〇十二（略）</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 一般国道（都市計画において定められた道路に該当するものを除く。）の改築（土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）による土地区画整理事業に係るもの及び道路整備事業に</p>

係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項各号に掲げるものを除く。) 四分の三

二 県道又は村道(都市計画において定められた道路に該当するものを除く。)の改築(土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるものを除く。第四号において同じ。) 三分の二

三 五 (略)

係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第一項各号に掲げるものを除く。) 四分の三

二 県道又は村道(都市計画において定められた道路に該当するものを除く。)の改築(土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるものを除く。第四号において同じ。) 三分の二

三 五 (略)

○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）（第十五条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業以外の事業</p> <p>イ 一般国道</p> <p>ロ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道</p> <p>ハ ロに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町道</p> <p>二〇十三（略）</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路に関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項各号に掲げる事業以外の事業</p> <p>二〇十三（略）</p>

○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十八条関係）		別表第一（第三十八条関係）	
項	事業の区分	項	事業の区分
五	（略）	五	（略）
道路	道路	道路	道路
高速自動車国道	高速自動車国道	高速自動車国道	高速自動車国道
一般国道	一般国道	一般国道	一般国道
新設又は改築	新設又は改築	新設又は改築	新設又は改築
（一）新設若しくは改築に掲げるものを除く。 （二）若しくは修繕又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条に規定する指定区間内の一般国道の維持その他の管理	（一）新設若しくは改築に掲げるものを除く。 （二）若しくは修繕又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条に規定する指定区間内の一般国道の維持その他の管理	（一）新設若しくは改築に掲げるものを除く。 （二）若しくは修繕又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条に規定する指定区間内の一般国道の維持その他の管理	（一）新設若しくは改築に掲げるものを除く。 （二）若しくは修繕又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条に規定する指定区間内の一般国道の維持その他の管理
十分の九・五	十分の九・五	十分の九・五	十分の九・五
国庫の負担又は補助の割合	国庫の負担又は補助の割合	国庫の負担又は補助の割合	国庫の負担又は補助の割合
（略）	（略）	（略）	（略）
発生の日以前	発生の日以前	発生の日以前	発生の日以前

県道			
(一) 新設若しくは改築 (二) 改築 (三) 改築 (四) 改築 に掲げるもの並びに 道路整備事業に係る	(三) 新設又は改築(い ずれも都市再開発法 (昭和四十四年法律 第三十八号)による 市街地再開発事業に 係るものに限る。)	(二) 新設又は改築(い ずれも土地区画整理 法(昭和二十九年法 律第百十九号)によ る土地区画整理事業 に係るものに限る。)	日までに築造 された道の敷 地であったも の取得及び 賃借にあって は十分の十、 国土交通大臣 以外の者の行 う事業にあつ ては十分の九
十分の九	十分の八	十分の九	

県道			
(一) 新設若しくは改築 (二) 改築 (三) 改築 もの並びに道路整備 事業に係る国の財政	(三) 都市再開発法(昭 和四十四年法律第三 十八号)による市街 地再開発事業に係る 新設又は改築	(二) 土地区画整理法(昭 和二十九年法律第 百十九号)による土 地区画整理事業に係 る新設又は改築	日までに築造 された道の敷 地であったも の取得及び 賃借にあって は十分の十、 国土交通大臣 以外の者の行 う事業にあつ ては十分の九
十分の九	十分の八	十分の九	

<p>国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項第五号に該当するものを除く。）又は修繕</p>	<p>(二) 改築（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に該当するもので同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p>	<p>(三) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第四百七十七条第一項の規定による土地区画整理を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）</p>
<p>十分の八</p>	<p>十分の九</p>	<p>十分の九</p>

<p>上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項第五号に掲げるものを除く。）又は修繕</p>	<p>(二) 土地区画整理法による土地区画整理事業（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第四百七十七条第一項の規定による土地区画整理を含む。以下同じ。）に係る新設又は改築</p>
<p>十分の九</p>	<p>十分の九</p>

	市町村道		
	(四) 新設又は改築(い ずれも都市再開発法 による市街地再開発 事業に係るものに限 る。)		十分の八
	(一) 新設又は改築(い ずれも(三)及び(四)に掲 げるもの並びに道路 整備事業に係る国の 財政上の特別措置に 関する法律施行令第 一条第一項第五号に 該当するものを除く 。)		十分の八
	(二) 改築(道路整備事 業に係る国の財政上 の特別措置に関する 法律施行令第一条第 一項第五号に該当す るもので同令第二条 第一項に規定する基 準に適合し、かつ、 同項の国土交通省令 で定める要件を満た すものに限る。)		十分の八
	(三) 新設で道路整備事 業に係る国の財政上 の特別措置に関する		三分の二
	市町村道		
	(三) 都市再開発法によ る市街地再開発事業 に係る新設又は改築		十分の八
	(一) 新設又は改築(二 及び(三)に掲げるもの 並びに道路整備事業 に係る国の財政上の 特別措置に関する法 律施行令第二条第一 項第五号に掲げるも のを除く。)		十分の八
	(二) 新設又は改築で、 道路整備事業に係る 国の財政上の特別措		三分の二



法律施行令第一条第一項第二号、第四号若しくは第五号に該当するもの(同号に該当するものにあつては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第二号イに掲げる事業で交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百三号)第四条に定める通学路について実施するもの(以下この表において「横断歩道橋設置等事業」という。)に限る。)又は改築で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当するもの(同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項

置に関する法律施行令第二条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百三号)第四条に定める通学路について実施する交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第二号イに掲げる事業に限る。)に掲げるもの

(略)		
(略)	(四) 新設又は改築(いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業に係るものに限る。)	の国土交通省令で定める要件を満たすものを除き、同号に該当するものにあつては、横断歩道橋設置等事業として行われるものに限る。)
(略)	十分の九	

(略)		
(略)	(三) 土地区画整理法による土地区画整理事業に係る新設又は改築	
(略)	十分の九	

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え）            第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
第三十八条	(略)	読み替える道路法施行令の規定	第三十八条	(略)	読み替える道路法施行令の規定
二月	国道又は都道府県道を構成していた不用物件については四月とし、市町村道を構成していた不用物件については	読み替えられる字句	四月	国道又は都道府県道を構成していた不用物件については八月とし、市町村道を構成していた不用物件については	読み替えられる字句
		読み替える字句			読み替える字句

○ 離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）（附則第六條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法別表(三)の政令で定める道路）            第一条 離島振興法（以下「法」という。）別表第(三)の政令で定める道路は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）<u>第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路とする。</u></p>	<p>（法別表(三)の政令で定める道路）            第一条 離島振興法（以下「法」という。）別表第(三)の政令で定める道路は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）<u>第三条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路とする。</u></p>

○ 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（法別表第一の政令で定める事業）            第四条（略）            2、4（略）            5 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）<u>第一条</u>第一項各号（第三号を除く。）に掲げるものとする。</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）            第六条 法第九条第一項の政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。</p>	<p>（法別表第一の政令で定める事業）            第四条（略）            2、4（略）            5 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）<u>第二条</u>第一項各号（第三号を除く。）に掲げるものとする。</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）            第六条 法第九条第一項の政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。</p>	<p>事業の区分            （略）</p> <p>国の負担又は補助の割合            （略）</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）            第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（第四条第五項に規定するものを除く。）</p>	<p>事業の区分            （略）</p> <p>国の負担又は補助の割合            （略）</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）            第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（第四条第五項に規定するものを除く。）</p>
<p>十分の五・五（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）<u>第六条</u>に規定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業にあつては三分の二、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令<u>第二条</u>第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係る事業にあつては十分の六）</p>	<p>十分の五・五（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）<u>第六条</u>に規定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業にあつては三分の二、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令<u>第三条</u>第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係る事業にあつては十分の六）</p>		

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

  

<p>2 (略)</p>	<p>附則</p>	<p>5 平成四年度までの各年度において法第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係る整備事業（専らダム貯水池の水質の汚濁の防止を目的とする下水道の整備に関する事業で指定ダムに係るものを除く。）についての国の負担又は補助の割合は、次に掲げる政令の規定にかかわらず、昭和五十九年度以前の各年度において指定された指定ダム等に係る整備事業にあつては当該整備事業について昭和五十九年度において適用される政令の規定による国の負担又は補助の割合、昭和六十年年度において指定された指定ダム等に係る整備事業にあつては当該整備事業について昭和六十年年度において適用される政令の規定による国の負担又は補助の割合、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度において指定された指定ダム等に係る整備事業にあつては当該整備事業について平成四年度において適用される政令の規定による国の負担又は補助の割合とする。ただし、当該整備事業について、これらの国の負担又は補助の割合を上回る割合を定める政令が制定された場合には、当該政令の規定を適用する。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項及び第三項、第二条並びに第三条</p> <p>十一〜十三 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>附則</p>	<p>5 平成四年度までの各年度において法第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係る整備事業（専らダム貯水池の水質の汚濁の防止を目的とする下水道の整備に関する事業で指定ダムに係るものを除く。）についての国の負担又は補助の割合は、次に掲げる政令の規定にかかわらず、昭和五十九年度以前の各年度において指定された指定ダム等に係る整備事業にあつては当該整備事業について昭和五十九年度において適用される政令の規定による国の負担又は補助の割合、昭和六十年年度において指定された指定ダム等に係る整備事業にあつては当該整備事業について昭和六十年年度において適用される政令の規定による国の負担又は補助の割合、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度において指定された指定ダム等に係る整備事業にあつては当該整備事業について平成四年度において適用される政令の規定による国の負担又は補助の割合とする。ただし、当該整備事業について、これらの国の負担又は補助の割合を上回る割合を定める政令が制定された場合には、当該政令の規定を適用する。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第一項及び第二項、第三条並びに第四条</p> <p>十一〜十三 (略)</p>

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		附 則	
			<p>（道路局路政課の所掌事務の特例）                  第十六条 道路局路政課は、第七百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
期限	(略)	事務	(略)
平成三十年三月三十一日	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第二項の規定による道路の指定に関する事	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項及び第二条第二項第一号の規定による道路の指定に関する事	(略)
現 行		附 則	
			<p>（道路局路政課の所掌事務の特例）                  第十六条 道路局路政課は、第七百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
期限	(略)	事務	(略)
平成三十年三月三十一日	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項の規定による道路の指定に関する事	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項及び第三条第一号の規定による道路の指定に関する事	(略)